

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
豊川の減災に係る取組方針

【流域タイムライン(案)】

令和5年4月28日

豊橋河川事務所

流域タイムラインの作成方針

【流域タイムラインの定義】

流域タイムラインは、河川事務所等がその管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認するとともに、災害後の振り返りに用いることを目的とするものです。

◆記載対象機関

まずは直轄管理区間の情報・状況について、氾濫域内市(豊橋市・豊川市・新城市)、愛知県、名古屋地方気象台を対象とした流域タイムラインを作成する。

流域内の県管理区間の情報・状況や、その他、水防災サミット構成機関(陸上自衛隊豊川駐屯地、水資源機構)および流域内ダム関連機関(設楽ダム工事事務所、設楽町)については、段階的に調整していくものとする。

洪水予報・水防警報の連絡先機関等は、行動内容についての詳細は記載しないが、伝達先として参考に記載する。

◆記載する行動内容

- 既往の「避難勧告着目型タイムライン」に記載の、直轄管理区間に関する行動内容を基本とし、以下の行動項目の追加、および運用上変更となった事項についての見直しをおこなう。
 - 数日前からのWEB会議ツールによる危機感の共有
 - 当日の洪水予報※・水位到達情報、水防警報の発表・伝達
 - 氾濫のおそれ、氾濫発生・切迫に関する情報伝達(ホットライン)
- ※主な変更事項：大雨特別警戒が解除された場合の洪水予報(臨時)、氾濫危険水位到達予測(6時間前)時の「氾濫警戒情報」、氾濫する可能性のある水位到達予測(3時間前)時の「氾濫危険情報と緊急速報メール」
- 豊川流域の霞堤地区(牛川、下条、賀茂、金沢)の避難のタイミングを石田水位観測所の換算値とともに記載。
- 観測所ごとの水防警報・洪水予報の伝達先機関は、予警報システムでの伝達先とする。

流域タイムライン(案)の作成・運用スケジュール

対象機関と調節の上、流域タイムライン(案)を作成しました。令和5年度の出水期より運用開始する予定です。

流域タイムラインについては、毎年、出水期前を基本として、関係機関に確認を行うとともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際に活用することで、常に関係する職員が流域タイムラインの内容を把握できる環境におき、確認された課題については、その課題に関する関係者と認識共有をしつつ随時見直しをする予定です。

また、災害時に活用するとともに、災害後の振り返りや見直しを行うものとし、大規模氾濫減災サミットの場合も活用し、各タイムラインの主体毎の行動との整合及び認識共有を図っていきます。

◆流域タイムライン作成・運用スケジュール

